

税理士会による平成30年分所得税・復興特別所得税の還付申告会開催

問合せ：関東信越税理士会越谷支部 ☎ 048-962-6131
越谷税務署 ☎ 048-965-8111(音声案内)

■日時/1月24日(木)9:30~11:00、13:00~15:00

※混雑が予想されます。状況により、午前の受付であっても、午後の申告になる場合がありますのであらかじめご了承ください。(例年、午後は空いています。)

■場所/役場第二庁舎3階301会議室

■対象者/給与所得者又は年金受給者で年収600万円以下の方

※住宅ローン控除(初年度)のある方、事業所得・不動産所得・配当所得・譲渡所得・利子所得・山林所得等のある方は受付できませんのでご注意ください。

■必要なもの

【共通】

- ①平成30年分の給与所得又は公的年金等の源泉徴収票(コピー不可)
- ②印かん・筆記用具
- ③還付金を受け取る口座(申告者名義)の金融機関名/口座番号の分かるもの
- ④源泉徴収票の住所が現住所と異なる場合は、住民票の写し
- ⑤「マイナンバーカード(個人番号カード)のコピー(両面)」又は「通知カードのコピー+本人確認書類のコピー(運転免許証やパスポートなど)」
- ⑥控除対象配偶者又は扶養親族がいる方:控除対象配偶者又は扶養親族のマイナンバーカード又は通知カードのコピー

【年末調整が済んでいない方】

上記①から⑥までのほかに

ア.国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの支払金額が分かる書類

イ.国民年金保険料控除証明書(日本年金機構発行) ウ.生命保険料・地震保険料の控除証明書など

【医療費控除を受ける方】

上記①から⑥までのほかに、医療費控除の明細書、医療保険者からの医療費通知など

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。

なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

税理士事務所における無料相談会(相談内容によっては有料となります)

■日時/2月1日(金)~15日(金)9:30~12:00、13:00~16:00

■場所/最寄りの税理士事務所

■対象/公的年金等を受給している方、医療費控除を受ける方、平成30年中に退職し年末調整が済んでいない方

※相談会にお越しの際には、関東信越税理士会越谷支部(☎048-962-6131)へ事前に電話連絡をお願いします。

平成30年分確定申告のお知らせ

◇ 所得税・消費税・贈与税の署外申告会会場を開設します

■日時/2月18日(月)~3月15日(金)9:00~16:00

(土・日曜日を除く。ただし、2月24日及び3月3日の日曜日に限り、開場します。)

■場所/イオンレイクタウンKaze3階「イオンホール」

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

※上記の確定申告会場設置期間中は、越谷税務署庁舎では申告相談を行っておりません。